

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第6回農業委員会総会議事録

令和5年12月25日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	13	橋本	聡	委員
	14	渡部	洋	委員

第 6 回 農業委員会総会議事録

1. 開催年月日 令和 5 年 12 月 25 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時
2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室
3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸
4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕
佐呂間町農業委員会事務局次長 阿部 真
佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美
5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	青野 英一郎	9	平川 智司
2	十亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠	11	齊藤 浩明
4	山口 浩之		
5	田村 通啓	13	橋本 聡
6	千葉 義則	14	渡部 洋
		15	和泉 茂樹
8	山越 透	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
7	荒田由紀野		
12	田中 裕二		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

- 議 案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定
について
- 議 案第 2 号 現況証明願について
- 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
- 報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局 長	<p>只今から、6回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中14名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、13番 橋本委員さん、14番 渡部委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。</p>
事務局	<p>報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。</p>
議 長	<p>番号1 土地の所在が知来690番1外6筆、現況地目が畑で合計面積64,077㎡、届出者 知来 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和2年2月23日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。 番号2 土地の所在が幌岩158番2外1筆、現況地目が畑で合計面積1,935㎡、届出者 幌岩 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和5年10月5日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無しです。 番号3 土地の所在が浜佐呂間586番1外57筆、現況地目が畑で合計面積483,418㎡、届出者 北見市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和5年5月31日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無しです。 以上です。</p>
各 委 員	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
議 長	<p>——— 異議なし ———</p>
事務局	<p>報告事項第1号は原案どおり承認いたします。 報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。</p>
議 長	<p>番号1 土地の所在が中園247番1外4筆、現況地目が畑で面積68,147㎡、契約期間は平成25年12月26日から令和5年12月31日まで、合意解約の成立の日が令和5年10月17日、引き渡しの日が令和5年12月31日、通知者が賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号2 土地の所在が武士77番1外1筆、現況地目が畑で合計面積19,101㎡、契約期間は平成25年12月26日から令和5年12月31日まで、合意解約の成立の日が令和5年10月27日、引き渡しの日が令和5年12月31日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号3 土地の所在が栄29番外1筆、現況地目が畑で合計面積20,002㎡、契約期間は平成22年8月31日から令和2年8月31日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和5年8月31日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p>
議 長	<p>番号4 土地の所在が栄34番1外1筆、現況地目が畑で合計面積11,421㎡、契約期間は平</p>

議	長	<p>成 22 年 11 月 30 日から令和 2 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 8 月 31 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各	委	———異議なし———
議	員	<p>報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。</p> <p>次に、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事	務	<p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>農業経営基盤強化促進法の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p>
局	長	<p>番号 1.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、栃木 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐 ●●●●さん。土地の所在が中園 247 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で面積 68,147 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 1 月 1 日から 10 年間、賃貸料は年額 90,000 円、10 区当たり 1,300 円で、前回も 1,300 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 10 月 27 日から 1 回実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと（1 ページ）です。申請地につきましては、国道 333 号線、ルクシ峠道路との分岐付近の土地とそこから南西へ 500mほどの土地となります。</p> <p>番号 2.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が武士 ●●●●さん。土地の所在が武士 77 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で面積 19,101 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 1 月 1 日から 5 年間、賃貸料は年額 92,000 円、10 区当たり 4,800 円で、前回も 4,800 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 11 月 7 日から 1 回実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと（2 ページ）です。申請地につきましては、朝日武士 11 線道路の北側、武士 36 号付近の土地となります。</p> <p>番号 3.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が共立 ●●●●さん。土地の所在が栄 29 番外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 20,002 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 12 月 26 日から 10 年間、賃貸料は年額 110,000 円、10 区当たり 5,500 円で、前は 6,800 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 11 月 1 日から 1 回実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと（3 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、国道 333 号線栄交差点から南に 400mほどの土地となります。</p> <p>番号 4.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん。土地の所在が栄 34 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 11,421 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設</p>

	<p>定期間は令和5年12月26日から10年間、賃貸料は年額63,000円、10㎡当たり5,500円で、前は6,500円でした。あっせん会につきましては、令和5年11月1日から2回実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと(3ページ)黄色枠の土地です。申請地につきましては、国道333号線栄交差点から南に300mほどの土地となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
青野英委員	<p>番号1について、単価が1,300円なのはどのような理由ですか。</p>
田村委員	<p>実際には農地として使えていない部分も含まれるため、このような単価になっています。</p>
青野英委員	<p>実際に使える面積で考えると単価はいくらぐらいになりますか。</p>
田村委員	<p>2,000円で計算しました。ほとんどの部分が傾斜地なので、このような単価になっています。</p>
山口委員	<p>以前に耕作したことがあります、粘土質の傾斜地で条件は良くないです。</p>
青野英委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>ほかに質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各委員	<p>———異議なし———</p>
議長	<p>議案第1号は原案どおり決定いたします</p> <p>議案第2号 現況証明願について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号 現況証明願について</p> <p>下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。</p> <p>番号1.</p> <p>土地の所在が西富16番7外5筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は16番28と16番32が宅地、そのほかの4筆が雑種地、合計面積5,139㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 西富 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。</p> <p>図面で説明いたしますと、(4ページ)です。申請地は、佐呂間8線道路沿い●●●●宅周辺の土地となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各委員	<p>———異議なし———</p>
議長	<p>議案第2号は原案どおり決定いたします</p> <p>その他</p> <p>各委員さんの方から何かありませんか。</p>
各委員	<p>———ありません———</p>
議長	<p>なければ第6回農業委員会総会を終ります。</p>